

単価契約仕様書

環境政策局適正処理施設部施設管理課
(担当：麻生、神農 222-3964)

件名	(単価契約) エコランド音羽の杜への不燃物運搬業務				
形状・寸法	仕様書のとおり				
予定数量	350台(契約期間概算)				
契約期間	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで				
契約条件	1 業務内容 本業務は、南部クリーンセンター及び東北部クリーンセンターに持ち込まれたガレキ・陶器類等の埋立処分すべき廃棄物を各クリーンセンターからエコランド音羽の杜に運搬する業務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第二項に基づき、同施行令第四条に規定する委託の基準に適合した者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条に規定される一般廃棄物の収集又は運搬の許可を受けている者等）に業務委託するものである。 不燃物の運搬に際しては、運搬元のクリーンセンターに本市の指示する運搬用コンテナ（4 t）を設置し、当該コンテナを直接エコランド音羽の杜に運搬するものとする。また、南部クリーンセンターにおいては、上記運搬とは別に、堆積場に堆積された不燃物についてもエコランド音羽の杜に運搬する。 不燃物の積み込みに関しては、本市職員が運転するショベルローダーにより行うため、受託者は本業務の履行に際し、本市と十分に連絡調整を行い業務を実施すること。 2 契約期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで 3 車両台数 延べ350台 (内訳)<table><tr><td>南部クリーンセンター (コンテナ運搬) (堆積場からの運搬)</td><td>150台 (120台) (30台)</td></tr><tr><td>東北部クリーンセンター (コンテナ運搬)</td><td>200台</td></tr></table> ※ コンテナ運搬の頻度はクリーンセンターごとに週 2～3 回程度。 (南部クリーンセンターの堆積場からの運搬は月 1～2 回程度。)ただし、各クリーンセンターから運搬依頼があった場合はこの限りではない。<u>なお、この予定数量については、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</u> ※ <u>月曜日から金曜日（祝日を含む）で、各クリーンセンターが事前に指示する日時に運搬すること。</u>	南部クリーンセンター (コンテナ運搬) (堆積場からの運搬)	150台 (120台) (30台)	東北部クリーンセンター (コンテナ運搬)	200台
南部クリーンセンター (コンテナ運搬) (堆積場からの運搬)	150台 (120台) (30台)				
東北部クリーンセンター (コンテナ運搬)	200台				

	4 使用車両等 (1) アームロール車 (2) コンテナ 4 t ア 内寸規格 全長 3,600mm、高さ 1,170mm、幅 1,910mm (±50mm の相違は可。観音開きで開閉できるものに限る。) イ 数量 4 個 (南部クリーンセンター 2 個、東北部クリーンセンター 1 個、 入れ替え用 1 個) ※ 落札決定後速やかに、本業務に係る許可証（写し）使用する 車両の車検証（写し）を京都市に提出すること。 ※ コンテナの設置については、令和 9 年 4 月 1 日までに南部及 び東北部クリーンセンターの指定箇所に設置すること。 また、コンテナ設置時は空とし、設置に際しては施設管理課 及び各クリーンセンターと協議すること。<u>なお、持込ごみの搬 入量の状況等によりコンテナを増設する場合は速やかに対応す ること。</u> 5 運搬元 南部クリーンセンター（京都市伏見区横大路八反田 2 9） 東北部クリーンセンター（京都市左京区静海市原町 1 3 3 9） 6 運搬先 エコランド音羽の杜（埋立処分場） 伏見区醍醐上山田 1 7 支払方法 毎月、当月分を翌月に受託者の請求に基づき速やかに支払うもの とする。 8 経費負担 車両にかかる直接及び間接経費は、すべて受託者の負担とする。 9 遵守事項等 (1) 本契約のほか、道路交通法、廃棄物の処理及び清掃に関する法 律、京都市契約事務規則、京都市会計規則及びその他関係法令を 遵守すること。 (2) 運搬用車両は一般廃棄物を運搬するため、産業廃棄物収集運搬 用車両として許可権者に届け出ている車両は不可とし、産業廃棄 物の運搬は禁止する。運搬用車両は、自動車検査証における使用 者が同一のものであること。 10 業務不履行等の際の契約解除及び変更 受注者の責任により業務の不履行があったとき、又は日々の業務 履行に際して遵守すべき関係法令の違反があった場合、発注者は契 約の解除、変更をすることができる。
--	--

【関係法令の例】

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）
（市町村の処理等）

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

8 事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

9 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

二 受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）
（一般廃棄物処理業）

第七条第五項

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

11 その他

（１）業務中に発生した事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に関して、京都市は一切の責任を負わず、受託者の責任において賠償しなければならない。ただし、京都市の責に帰す理由による場合は、この限りではない。

（２）本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた事項については、別途協議するものとする。